

令和 7 年度

軽井沢町地域防災計画（修正案）

新 旧 対 照 表

第1編 総 則

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
1	計画の目的、構成及び基本方針	<p>1～4 [略]</p> <p>5 基本方針</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に<u>対応するとともに</u>、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は、以下のとおりとする。なお、災害応急段階においては、関係機関等は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>(イ)～(キ) [略]</p> <p>(ケ) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ)～(シ) [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>5 基本方針</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に<u>対応し</u>、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティなど</u>被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は、以下のとおりとする。なお、災害応急段階においては、関係機関等は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>(イ)～(キ) [略]</p> <p>(ケ) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(コ)～(シ) [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>6 <u>長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等</u> <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震灾害対策の充実・強化を目的に策定している。</u> <u>このため、町は、県及び関係機関と連携し、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、町の実情に応じた地震防災対策の推進を図る。</u> <u><アクションプランにおける県の5つの重点項目></u> <u>(1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u> <u>(2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u> <u>(3) 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”的”の更なる改善を図る。</u></p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）																								
1	計画の目的、構成及び基本方針		<p>(4) <u>平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u></p> <p>(5) <u>プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u></p>																								
3	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	<p>1～6 [略]</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>信越放送(株)</td> <td>气象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野エフエム放送(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>8・9 [略]</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	[略]	[略]	信越放送(株)	气象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	[略]		長野エフエム放送(株)		[略]	[略]	<p>1～6 [略]</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>信越放送(株)</td> <td>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野エフエム放送(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>8・9 [略]</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	[略]	[略]	信越放送(株)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	[略]		長野エフエム放送(株)		[略]	[略]
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
[略]	[略]																										
信越放送(株)	气象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																										
[略]																											
長野エフエム放送(株)																											
[略]	[略]																										
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
[略]	[略]																										
信越放送(株)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																										
[略]																											
長野エフエム放送(株)																											
[略]	[略]																										

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
1	風水害に強いまちづくり	<p>1 風水害に強い郷土づくり (1)・(2) [略] <u>(3)～(5)</u> [略]</p> <p>2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア～オ [略] カ <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに県へ報告を行う。また、その内容については、必要に応じて住民への周知を図る。</u> キ・ク [略] ケ [略] (2)～(5) [略]</p>	<p>1 風水害に強い郷土づくり (1)・(2) [略] <u>(3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</u> <u>(4)～(6)</u> [略]</p> <p>2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ア～オ [略] カ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</u> キ・ク [略] ケ <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の損壊により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を関係機関と協力して推進する。</u> ユ [略] (2)～(5) [略]</p>
2	災害発生直前対策	[総務課・観光経済課・地域整備課・消防課] 1～3 [略]	[総務課・ <u>総合政策課・情報推進課・保健福祉課・住民課</u> ・ 観光経済課・地域整備課・ <u>上下水道課</u> ・消防課] 1～3 [略]

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>〔総務課・税務課・消防課〕</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有及び連携に努める。</p> <p>(4) 町は、雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションによる土砂災害危険度等の情報収集体制を整備する。また、県、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。</p> <p>(5) 町は、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 防災行政無線等の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>〔総務課・総合政策課・情報推進課・保健福祉課・住民課・観光経済課・地域整備課・上下水道課・消防課〕</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有及び連携<u>強化</u>に努める。</p> <p>(4) 国際機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O—W E B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。</p> <p>(5) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県や住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 防災行政無線等の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行うよう努める。</p> <p>(5) 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備に努める。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
5	広域相互応援計画	<p>〔総合政策課・総務課・観光経済課・消防課〕</p> <p>1 相互応援協定の締結等 町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。 (令和<u>5</u>年<u>12</u>月<u>1</u>日現在)</p> <p>〔表 略〕</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>〔総合政策課〕</p> <p>1 相互応援協定の締結等 町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。 (令和<u>7</u>年<u>8</u>月<u>1</u>日現在)</p> <p>〔表 略〕</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、関係団体及び協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として利用可能な施設等の把握に努める。</u></p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>
6	救助・救急・医療計画	<p>〔総務課・消防課・軽井沢病院〕</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 〔関係機関〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>〔総合政策課・消防課・軽井沢病院〕</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 〔関係機関〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
7	消防活動計画	<p>〔総務課・消防課〕</p> <p>1 消防活動体制の整備・強化</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防団の育成強化 ア [略] イ 消防団の育成・強化策の推進 (7) [略] (4) 消防団員の能力活用 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。 (7) [略] (4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>〔総合政策課・消防課〕</p> <p>1 消防活動体制の整備・強化</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 消防団の育成強化 ア [略] イ 消防団の育成・強化策の推進 (7) [略] (4) 消防団員の能力活用 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。</p> <p><u>また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>(7) [略] (4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
8	水防活動計画	<p>〔総務課・地域整備課・消防課〕</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>〔総合政策課・地域整備課・消防課〕</p> <p>1～3 [略]</p>
9	要配慮者支援計画	<p>1 [略]</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 町は、民生<u>福祉</u>委員や自主防災組織等地域の支え合いの協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(6) [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 町は、民生<u>児童</u>委員や自主防災組織等地域の支え合いの協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p><u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう、十分注意する。</u></p> <p>(6) [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>3 要配慮者利用施設の管理者との連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災施設等の整備</p> <p>要配慮者が利用する施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他生活必需品の備蓄を推進する。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者が利用する施設の管理者は、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やNPO・ボランティア、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>ア 要配慮者が利用する施設の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。</p> <p>イ 町は要配慮者が利用する施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>ア 他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>3 要配慮者利用施設の管理者との連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災施設等の整備</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他生活必需品の備蓄を推進する。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やNPO・ボランティア、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>ア 要配慮者利用施設の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。</p> <p>イ 町は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>ア 他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
10	観光客及び外国人住民等対策計画	<p>[住民課・観光経済課・消防課]</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>[総合政策課・情報推進課・住民課・観光経済課]</p> <p>1～5 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
11	緊急輸送計画	<p>〔総務課・地域整備課・消防課〕</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸送車両の確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 関係業者等との連携 ア～ウ [略]</p> <p>エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</p> <p>4 [略]</p>	<p>〔総合政策課・地域整備課・消防課〕</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸送車両の確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 関係業者等との連携 ア～ウ [略]</p> <p>エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</p> <p>4 [略]</p>
12	避難の受け入れ活動計画	<p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難体制の整備等 ア～オ [略]</p> <p>カ 町は、佐久保健所との連携の下、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供する。</p> <p>(2)～(4) [略] 〔関係機関〕・〔住 民〕 [略]</p>	<p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難体制の整備等 ア～オ [略]</p> <p>カ 町は、佐久保健所との連携の下、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。</p> <p>(2)～(4) [略] 〔関係機関〕・〔住 民〕 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受け入れ活動計画	<p>2 避難場所の確保</p> <p>(1) 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、水道等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備のほか、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、<u>パーテーション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮する。</p> <p>(14)～(23) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>2 避難場所の確保</p> <p>(1) 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める</u>。また、<u>必要に応じ</u>、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、水道等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、<u>インターネット機器等通信機器のほか、空調</u>、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、<u>パーテーション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>等にも配慮する。</p> <p>(14)～(23) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受け入れ活動計画	<p><u>6 在宅避難者等の支援</u></p> <p>次の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>(1) 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。）</p> <p>(2) 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。） 加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>町は、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、り災証明書の発行手続、指定避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p>	<p><u>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶などの支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、ホテル・旅館の活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</p> <p>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p>(1) 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>(3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）																				
13	孤立防止対策	<p>〔総務課・観光経済課・地域整備課・消防課〕</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 備蓄</p> <p>町では町備蓄倉庫に計画的に備蓄を行っているが、孤立時には備蓄物資の供給ができない事態も考えられるため、災害時備蓄品確保に関する基本方針（資料9-2参照）により、孤立の可能性がある地区の避難所等への分散備蓄に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>また、住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。</p> <p>ホテル・旅館等宿泊施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。</p> <p style="text-align: center;">崩落、土石流等による孤立予想地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峠町 (該当<u>6</u>世帯)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>茂沢 (該当<u>65</u>世帯)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">浅間山噴火による孤立予想地区</p> <p>〔表 略〕</p>	地区名	理由	峠町 (該当 <u>6</u> 世帯)	[略]	[略]	[略]	茂沢 (該当 <u>65</u> 世帯)	[略]	[略]	[略]	<p>〔総合政策課・観光経済課・地域整備課〕</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 備蓄</p> <p>町では町備蓄倉庫に計画的に備蓄を行っているが、孤立時には備蓄物資の供給ができない事態も考えられるため、災害時備蓄品確保に関する基本方針（資料9-2参照）により、孤立の可能性がある地区の避難所等への分散備蓄に努める。</p> <p>また、<u>孤立が予想される地域の住民</u>に対し、それぞれの家庭において<u>最低1週間分の</u>食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。</p> <p>ホテル・旅館等宿泊施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。</p> <p style="text-align: center;">崩落、土石流等による孤立予想地区</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和7年4月1日現在)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峠町 (該当<u>8</u>世帯)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>茂沢 (該当<u>50</u>世帯)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">浅間山噴火による孤立予想地区</p> <p>〔表 略〕</p>	地区名	理由	峠町 (該当 <u>8</u> 世帯)	[略]	[略]	[略]	茂沢 (該当 <u>50</u> 世帯)	[略]	[略]	[略]
地区名	理由																						
峠町 (該当 <u>6</u> 世帯)	[略]																						
[略]	[略]																						
茂沢 (該当 <u>65</u> 世帯)	[略]																						
[略]	[略]																						
地区名	理由																						
峠町 (該当 <u>8</u> 世帯)	[略]																						
[略]	[略]																						
茂沢 (該当 <u>50</u> 世帯)	[略]																						
[略]	[略]																						

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
14	食料品等の備蓄・調達計画	<p style="text-align: right;">〔総務課・保健福祉課〕</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、<u>周辺の道路状況によっては7日分程度を</u>、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>町は、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量や方法を定め、対応を図ることとする。方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮する<u>ものとする</u>。</p> <p>また、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘査した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町は、県や周辺市町村と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時ににおいて備蓄食料の供給を円滑かつ効率的にできるように努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 過去の大規模災害の教訓から、被災者のニーズは多様となるため、それらに極力応じができるよう、食料品販売業者等協定締結先と災害時における食料品の供給を円滑、効率的にできる体制を構築しておく<u>こととする</u>。</p> <p>[住民]</p> <p>「自らの<u>命は自ら守る</u>」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、<u>周辺の道路状況によっては7日</u>分程度の食料（クラッカー、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</p> <p>また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: right;">〔総合政策課・保健福祉課〕</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、<u>可能な限り1週間（孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。）</u>、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>町は、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量や方法を定め、対応を図る。方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮する。</p> <p>また、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘査した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>さらに、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p><u>なお、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</u></p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町は、県や周辺市町村と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時ににおいて備蓄食料の供給を円滑かつ効率的にできるように努める。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 過去の大規模災害の教訓から、被災者のニーズは多様となるため、それらに極力応じができるよう、食料品販売業者等協定締結先と災害時における食料品の供給を円滑、効率的にできる体制を構築しておく。</p> <p>[住民]</p> <p>「自らの<u>安全は自ら守る</u>」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、<u>可能な限り1週間</u>分程度の食料（クラッcker、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</p> <p>また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。</p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
15	給水計画	<p style="text-align: right;">〔総務課・上下水道課・消防課〕</p> <p>町は、飲料水の確保について、清浄な水の確保が可能な上水道、簡易水道、専用水道等の水源地を把握し、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。</p> <p>このほか、町は被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>なお、家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町のみでは飲料水の給水が困難な場合など、通常想定できる規模を超える災害については、県に対し協力を求ることとする。</p> <p>1・2　〔略〕</p>	<p style="text-align: right;">〔総合政策課・上下水道課〕</p> <p>町は、飲料水の確保について、清浄な水の確保が可能な上水道、簡易水道、専用水道等の水源地を把握し、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。</p> <p>このほか、町は被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p><u>また、町は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</u></p> <p>なお、家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町のみでは飲料水の給水が困難な場合など、通常想定できる規模を超える災害については、県に対し協力を求ることとする。</p> <p>1・2　〔略〕</p>
16	生活必需品の備蓄・調達計画	<p style="text-align: right;">〔総務課・保健福祉課〕</p> <p><u>災害発生時</u>には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、町は、災害に備えて、次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●寝具（タオルケット、毛布等） ●衣類（下着、靴下、作業衣等） ●炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等） ●身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ●食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ●日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ●光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） 	<p style="text-align: right;">〔総合政策課・保健福祉課〕</p> <p><u>災害時</u>には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、町は、災害に備えて、次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p><u>(災害時の主な生活必需品)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●寝具（毛布、段ボールベッド等） ●衣類（下着、靴下、作業衣等） ●炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等） ●身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ●食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ●日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、<u>簡易トイレ</u>、<u>組立式トイレ</u>、トイレットペーパー等） ●光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） <p><u>(必要量)</u></p> <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、第1編第5節「地震被害想定」の被害想定結果等を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>また、町は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</u></p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）												
16	生活必需品の備蓄・調達計画	<p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難所等における感染症予防対策として、次の物資を備蓄する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・マスク</td> <td style="width: 33%;">・非接触型体温計</td> <td style="width: 33%;">・フェイスシールド</td> </tr> <tr> <td>・アルコール消毒液</td> <td>・感染予防着（ガウン）</td> <td>・パーテーション</td> </tr> </table> <p>(3) [略]</p> <p>〔住民〕 [略]</p> <p>2 [略]</p>	・マスク	・非接触型体温計	・フェイスシールド	・アルコール消毒液	・感染予防着（ガウン）	・パーテーション	<p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難所等における感染症予防対策として、次の物資を備蓄する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・マスク</td> <td style="width: 33%;">・非接触型体温計</td> <td style="width: 33%;">・フェイスシールド</td> </tr> <tr> <td>・アルコール消毒液</td> <td>・感染予防着（ガウン）</td> <td>・パーテーション</td> </tr> </table> <p>(3) [略]</p> <p>〔住民〕 [略]</p> <p>2 [略]</p>	・マスク	・非接触型体温計	・フェイスシールド	・アルコール消毒液	・感染予防着（ガウン）	・パーテーション
・マスク	・非接触型体温計	・フェイスシールド													
・アルコール消毒液	・感染予防着（ガウン）	・パーテーション													
・マスク	・非接触型体温計	・フェイスシールド													
・アルコール消毒液	・感染予防着（ガウン）	・パーテーション													
17	危険物施設等災害予防計画	<p>1 危険物施設災害予防</p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 既設の危険物施設（資料12参照）については、施設の管理者に対し、<u>風水害発生時</u>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p> <p>多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施設、民間業者等の実態の把握に努める。</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、<u>発災時</u>における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>〔危険物施設を有する事業所等〕</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>災害発生時</u>における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>〔総務課・消防課〕</p> <p>1 危険物施設災害予防</p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 既設の危険物施設（資料12参照）については、施設の管理者に対し、<u>災害時</u>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p> <p>多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施設、民間業者等の実態の把握に努める。</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、<u>災害時</u>における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>〔危険物施設を有する事業所等〕</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>災害時</u>における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>〔総合政策課・消防課〕</p>												

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
18	ライフライン施設災害予防計画	<p>〔総務課・地域整備課・上下水道課・消防課〕</p> <p>1 [略]</p> <p>2 下水道施設等の整備</p> <p>(1) 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 ア <u>災害発生時</u>において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 風倒木等に係る停電予防対策 住民、町、県及び事業者がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合において被害を最小限にするため「佐久地域停電対策協議会」において策定した「風倒木等に係る停電対策要領」により具体的な対策を推進する<u>ものとする</u>。 (1)・(2) [略]</p>	<p>〔総合政策課・地域整備課・上下水道課〕</p> <p>1 [略]</p> <p>2 下水道施設等の整備</p> <p>(1) 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 ア <u>災害時</u>において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 風倒木等に係る停電予防対策 住民、町、県及び事業者がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合において被害を最小限にするため「佐久地域停電対策協議会」において策定した「風倒木等に係る停電対策要領」により具体的な対策を推進する。 (1)・(2) [略]</p>
19	災害広報計画	〔総務課・情報推進課・消防課〕 1・2 [略]	〔総合政策課・情報推進課〕 1・2 [略]
20	土砂災害等の災害予防計画	〔総務課・観光経済課・地域整備課・消防課〕 1～7 [略]	〔総合政策課・観光経済課・地域整備課・消防課〕 1～7 [略]
21	建築物災害予防計画	〔総務課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕 1～6 [略]	〔総合政策課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕 1～6 [略]

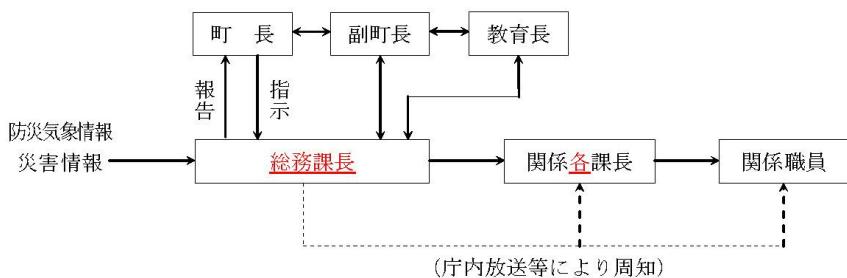
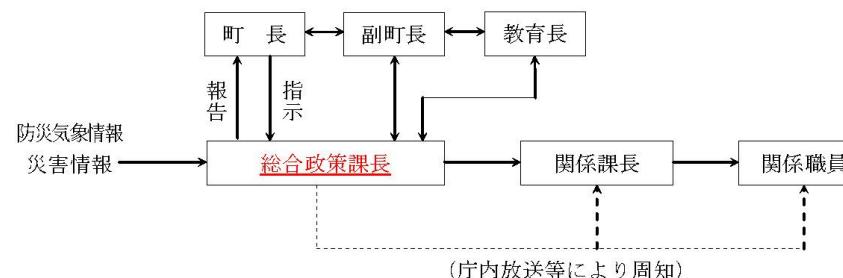
節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
22	ため池災害予防計画	<p>1 施設の管理等</p> <p>(1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>カルテ</u>を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>〔管理団体〕 [略]</p>	<p>1 施設の管理等</p> <p>(1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>データベース</u>」の変更が生じた場合は、県に報告する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>〔管理団体〕 [略]</p>
24	二次災害の予防計画	<p>[総務課・地域整備課・消防課]</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>[総合政策課・地域整備課・消防課]</p> <p>1～4 [略]</p>
25	防災知識普及計画	<p>[総合政策課・<u>総務課</u>・情報推進課・保健福祉課・住民課・消防課・こども教育課]</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>災害時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、家庭用防災<u>マニュアル</u>を配布し、広報活動がなされているが、<u>今後も引き続き防災知識の普及啓発活動を行っていく必要がある。</u></p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(1) 一般啓発</p> <p>ア 住民に対して防災知識を普及させるため、広報紙、ホームページ及び防災マップ等各種資料により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(ア)～(ツ) [略]</p> <p>(ア) 各地域における緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(イ)～(リ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p>	<p>[総務課・総合政策課・情報推進課・保健福祉課・住民課・消防課・こども教育課]</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>災害時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、家庭用防災<u>ハンドブック</u>を配布し、広報活動がなされているが、<u>今後は、防災マップの作成、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性があるときに、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。</u></p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(1) 一般啓発</p> <p>ア 住民に対して防災知識を普及させるため、広報紙、ホームページ及び防災マップ等各種資料により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、要配慮者や女性、子ども、性的マイノリティなどの多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>(ア)～(ツ) [略]</p> <p>(ア) 各地域における<u>指定</u>緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(イ)～(リ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p><u>カ 自主防災組織における、防災マップ等の作成に対する協力について推進する。</u></p>

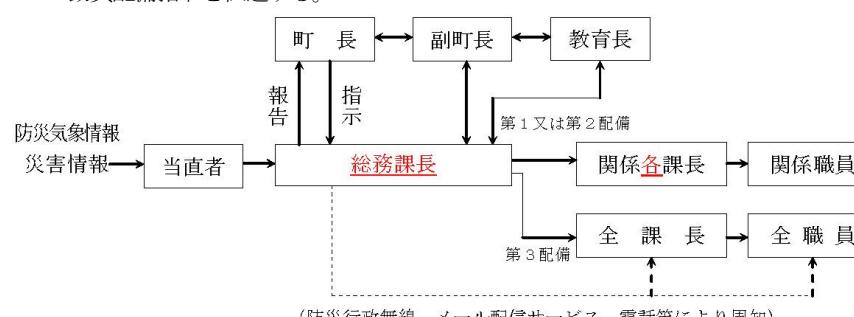
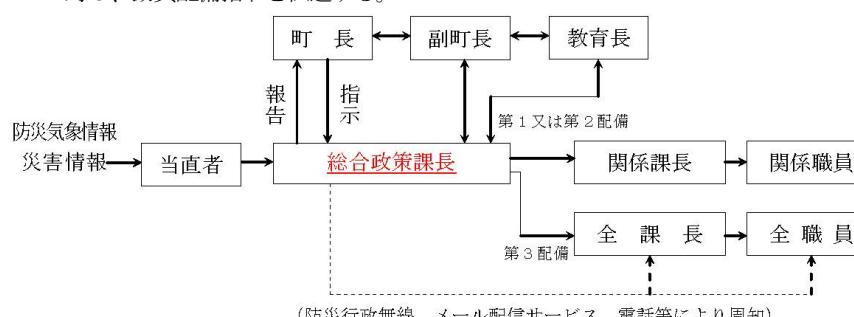
節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
25	防災知識普及計画	<p>カ～ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ 地域の灾害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民が実施する計画 各種の防災訓練、防災に関する講演会等へ参加するとともに、家庭でも防災について話し合う機会を設け、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるよう努める。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>キ 上記の防災マップ等の作成に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>ク～コ [略]</p> <p>サ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの、迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>シ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所等について周知徹底とともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>ス 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>セ [略]</p> <p>ソ 地域の灾害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民が実施する計画 各種の防災訓練、防災に関する講演会等へ参加するとともに、家庭でも防災について話し合う機会を設け、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるよう努める。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
26	防災訓練計画	<p>〔総務課・消防課〕</p> <p>災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。</p> <p>また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。町、県及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、2年に1回、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。</p> <p>1～3　〔略〕</p>	<p>〔総合政策課・消防課〕</p> <p>災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要であり、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。</p> <p>また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。町、県及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、2年に1回、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。</p> <p>なお、防災訓練を実施する際には、要配慮者や女性、子ども、性的マイノリティなどの多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>1～3　〔略〕</p>
28	自主防災組織等の育成に関する計画	<p>〔総務課・消防課〕</p> <p>1～3　〔略〕</p>	〔総務課・総合政策課〕
29	企業防災に関する計画	<p>〔総務課・観光経済課〕</p> <p>1・2　〔略〕</p>	〔総務課・総合政策課〕
30	ボランティア活動の環境整備	<p>〔総務課・保健福祉課〕</p> <p>1～3　〔略〕</p>	〔総合政策課・保健福祉課〕
32	住民による地区内の防災活動の推進	<p>〔総務課〕</p> <p>1　〔略〕 〔住民〕　〔略〕</p>	〔総務課・総合政策課〕

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧 (令和7年3月)					新 (令和7年度修正案)				
1	非常参集職員の活動	1 動員配備基準					1 動員配備基準				
		[略]	[略]	人員基準 配備職員 担当課 主に担当する職員 <u>総合政策課</u> 秘書係長 <u>総務課</u> 行政総務係長・防災係長 [略] [略] 地域整備課 道路河川係長・道路補修係長 [略] [略]					[略]	[略]	人員基準 配備職員 担当課 主に担当する職員 <u>総務課</u> 行政総務係長 <u>総合政策課</u> 企画調整係長・政策秘書係長・危機管理室長 [略] [略] 地域整備課 道路河川係長・道路補修係長・景観まちなみ係長 [略] [略]
		[略]	[略]	第1警戒配備 人員基準 担当課 総合政策課・総務課・保健福祉課・住民課・観光経済課・地域整備課・上下水道課・消防課 消防署（当直者） [略] [略]					[略]	[略]	第1警戒配備 人員基準 担当課 総務課・総合政策課・情報推進課・保健福祉課・住民課・観光経済課・地域整備課・上下水道課・消防署（当直者） [略] [略]
		[略]		[略]					[略]		[略]
		2 勤務時間内					2 勤務時間内				
		(1) 勤務時間内					(1) 勤務時間内				
		ア <u>総務課長</u> は、防災気象情報、災害情報を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、府内放送等により、その旨を職員に周知する。 イ 関係各課長は、 <u>総務課長</u> より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。					ア <u>総合政策課長</u> は、防災気象情報、災害情報を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に <u>総合政策課長</u> が動員配備指令を伝達する。また、府内放送等により、その旨を職員に周知する。 イ 関係課長は、 <u>総合政策課長</u> より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。				
		 (府内放送等により周知)					 (府内放送等により周知)				

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
1	非常参集職員の活動	<p>(2) 勤務時間外 ア 当直者は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに<u>総務課長に報告</u>をする。 イ <u>当直者より報告</u>を受けた<u>総務課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、第3配備の場合は全ての課長に動員配備指令を伝達する。なお、第3配備の場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。 ウ <u>各課長は、総務課長</u>から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p>  <p>(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>(1)・(2) [略] (3) 本部の内部相互間の応援 ア [略] イ 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、直ちに<u>総務部長</u>に応援を要請する。 ウ <u>総務部長</u>は、各部から応援を要請されたときは、直ちに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。 (4) [略] (5) 県等への設置・廃止の通知公表 <u>町灾害対策本部</u>を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。</p>	<p>(2) 勤務時間外 ア 当直者は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに<u>危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡</u>をする。 イ <u>災害等に関する連絡</u>を受けた<u>総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、第3配備の場合は全ての課長に<u>総合政策課長が動員配備指令を伝達</u>する。なお、第3配備の場合は、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。 ウ <u>関係</u>課長は、<u>総合政策課長</u>から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p>  <p>(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>(1)・(2) [略] (3) 本部の内部相互間の応援 ア [略] イ 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、直ちに<u>総合政策部長</u>に応援を要請する。 ウ <u>総合政策部長</u>は、各部から応援を要請されたときは、直ちに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。 (4) [略] (5) 県等への設置・廃止の通知公表 <u>町本部</u>を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。</p>

節	節名	旧（令和7年3月）			新（令和7年度修正案）		
1	非常参集職員の活動	災害対策本部設置・廃止の通知区分			災害対策本部設置・廃止の通知区分		
		通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
		各 課	府 内 放 送	総務部長（総務課長）	各 課	府 内 放 送	
		住 民	防災行政無線、メール配信サービス等	総務部長（総務課長）	住 民	防災行政無線、メール配信サービス等	総合政策部長（総合政策課長）
		県 本 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	総務部長（総務課長）	県 本 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	
		地 方 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	総務部長（総務課長）	地 方 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	
	4 [略]	災害対策本部組織図					
		<pre> graph TD subgraph "本部会議" BL[本部長] --- TM[町長] BL --- FBL[副本部長] BL --- FE[副町長 教育長] BL --- BFL[本部員 (部長・消防団長)] BFL --- GPC[総合政策課長] BFL --- GM[総務課長] BFL --- IP[情報推進課長] BFL --- TMW[税務課長] BFL --- BFW[保健福祉課長] BFL --- ZM[住民課長] BFL --- JG[環境課長] BFL --- OG[観光経済課長] BFL --- DEP[地域整備課長] BFL --- UWD[上下水道課長] BFL --- FD[消防課長] BFL --- NGB[新庁舎周辺整備課長] BFL --- HT[会計課長] BFL --- ZK[議会事務局長] BFL --- BH[病院事務長] BFL --- CED[こども教育課長] BFL --- SL[生涯学習課長] BFL --- FG[消防団長] BFL --- DS[（・消防署長）] end TM --- TMF[総合政策班] TM --- BFM[本部班] TM --- CF[財政班] TM --- IPF[情報班] TM --- AF[広報班] TM --- TMWf[税務班] TM --- BFWf[保健福祉班] TM --- ZMF[住民班] TM --- JGF[交通班] TM --- OGf[衛生班] TM --- OGf[観光商工班] TM --- OGf[農林班] TM --- DRCB[道路河川班] TM --- DPP[都市計画班] TM --- UWDf[建築管理班] TM --- UWDf[上水道班] TM --- UWDf[下水道班] TM --- FDf[消防班] TM --- NGBf[新庁舎周辺整備班] TM --- HTf[会計班] TM --- ZKf[議会班] TM --- BHf[病院班] TM --- CEDf[こども教育班] TM --- SLf[生涯学習班] TM --- FGf[消防班] TM --- DSf[役場出先機関] TM --- RBB[現地本部] </pre>					
		<pre> graph TD subgraph "本部会議" BL[本部長] --- TM[町長] BL --- FBL[副本部長] BL --- FE[副町長 教育長] BL --- BFL[本部員 (部長・消防団長)] BFL --- GPC[総合政策課長] BFL --- GM[総務課長] BFL --- IP[情報推進課長] BFL --- TMW[税務課長] BFL --- BFW[保健福祉課長] BFL --- ZM[住民課長] BFL --- JG[環境課長] BFL --- OG[観光経済課長] BFL --- DEP[地域整備課長] BFL --- UWD[上下水道課長] BFL --- FD[消防課長] BFL --- HT[会計課長] BFL --- ZK[議会部] BFL --- BH[病院部] BFL --- CED[こども教育部] BFL --- SL[生涯学習部] BFL --- FG[役場出先機関] BFL --- RBB[現地本部] end TM --- TMF[本部班] TM --- BF[総務班] TM --- CF[財政班] TM --- IPF[情報班] TM --- AF[広報班] TM --- TMWf[税務班] TM --- BFWf[保健福祉班] TM --- ZMF[住民班] TM --- JGF[交通班] TM --- OGf[衛生班] TM --- OGf[観光商工班] TM --- OGf[農林班] TM --- DRCB[道路河川班] TM --- DSB[都市施設班] TM --- UWDf[建築管理班] TM --- UWDf[上水道班] TM --- UWDf[下水道班] TM --- FDf[消防班] TM --- HTf[会計班] TM --- ZKf[議会班] TM --- BHf[病院班] TM --- CEDf[こども教育班] TM --- SLf[生涯学習班] TM --- FGf[消防班] TM --- DSf[役場出先機関] TM --- RBB[現地本部] </pre>					
		※ 組織名は令和6年4月1日現在のものとする					
		※ 組織名は令和7年4月1日現在のものとする					

節	節名	旧（令和7年3月）					新（令和7年度修正案）				
1	非常参集職員の活動	災害対策本部組織の担当					災害対策本部組織の担当				
		部名	部責任者 (◎部長/ ○副部長)	班名	班 担 当		部名	部責任者 (◎部長/ ○副部長)	班名	班 担 当	
		総合政策部	◎総合政策課長	総合政策班	総合政策課	企画調整係 まちづくり推進室 <u>秘書係</u> 共生社会推進係	総合政策部	◎総合政策課長	本部班	総合政策課	企画調整係 まちづくり推進室 <u>政策秘書係</u> 共生社会推進係 <u>危機管理室</u>
		総務部	◎総務課長	本部班	総務課	行政総務係 人材育成係 給与係 防災係	総務部	◎総務課長 <u>○新庁舎周辺整備課長</u>	総務班	総務課	行政総務係 人材育成係 給与係
				財政班	総務課	財政係 契約管理係				新庁舎周辺整備課	新庁舎周辺整備室
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	財政班	総務課	財政係 契約管理係
		税務部	◎税務課長	税務班	税務課	町民税係 資産税係 収税係	税務部	◎税務課長	税務班	税務課	町民税係 地域振興税係 資産税係 収税係
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	税務班	税務課	[略]
		地域整備部	◎地域整備課長 <u>○振興公社事務局長</u>	道路河川班 都市計画班 建築管理班	地域整備課	[略] [都市計画係] [振興公社]	地域整備部	◎地域整備課長 <u>○新庁舎周辺整備課長</u>	道路河川班 都市施設班 建築管理班	地域整備課	[略] [景観まちなみ係]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	新庁舎周辺整備班	[略]	[略]
		新庁舎周辺整備部	◎新庁舎周辺整備課長	新庁舎周辺整備班	新庁舎周辺整備課	新庁舎周辺整備室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

節	節名	旧（令和7年3月）			新（令和7年度修正案）		
		災害対策本部事務分掌			災害対策本部事務分掌		
1	非常参考職員の活動	部	班	事務分掌	部	班	事務分掌
		総合政策部	総合政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援に必要な車両の調達に関すること。 ・災害応急対策の従事者に対する食糧の調達に関すること。 ・災害地の視察に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長の秘書に関すること。 ・避難外国人等への情報提供及び相談に関すること。 ・本部長の命ずる他部への応援に関すること。 	総合政策部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び廃止並びに県への通知に関すること。 ・本部会議の招集及び運営記録に関すること。 ・災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 ・災害救助法に基づく救助の連絡調整に関すること。 ・自衛隊への連絡及び応援要請に関すること。 ・被害状況の県及び関係機関への報告並びに連絡調整及び応援要請に関すること。 ・罹災証明書の申請受付に関すること。 ・部内及び他の部との連絡調整に関すること。 ・災害応急機器等（備蓄倉庫内物品等）の貸し出しに関すること。 ・各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・本部長の秘書に関すること。 ・避難外国人等への情報提供及び相談に関すること。 ・その他各部に属さないこと。

節	節名	旧（令和7年3月）			新（令和7年度修正案）			
1	非常参集職員の活動	総務部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び廃止並びに県への通知に関すること。 ・本部会議の招集及び運営記録に関すること。 ・自衛隊への連絡及び応援要請に関すること。 ・被害状況の県及び関係機関への報告並びに連絡調整及び応援要請に関すること。 ・職員の動員及び派遣並びに応援に関すること。 ・罹災証明書の申請受付に関すること。 ・災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 ・災害救助法に基づく救助の連絡調整に関すること。 ・区長会との連絡調整に関すること。 ・部内及び他の部との連絡調整に関すること。 ・災害応急機器等（備蓄倉庫）の貸し出しに関すること。 ・各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・電話の応対及び交換に関すること。 ・防災ファックス等で受信した防災気象情報等の整理及び関係部への配布及び送信に関すること。 ・その他各部に属さないこと。 	総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の従事者に対する食糧の調達に関すること。 ・災害地の観察に関すること。 ・本部長の命ずる他部への応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び勤務の把握、派遣並びに応援に関すること。 ・区長会との連絡調整に関すること。 ・電話の応対に関すること。 ・防災ファックス等で受信した防災気象情報等の整理及び関係部への配布・送信に関すること。
			財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る予算に関すること。 ・災害資金計画に関すること。 ・応急対策に必要な物品の調達に関すること。 ・公用車の総括に関すること。 ・町財産の被害調査及び共済金請求に関すること。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関すること。 	財政班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る予算に関すること。 ・災害資金計画に関すること。 ・応急対策に必要な物品の調達に関すること。 ・公用車の総括に関すること。 ・救援に必要な車両の調達に関すること。 ・町財産の被害調査及び共済金請求に関すること。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る予算に関すること。 ・災害資金計画に関すること。 ・応急対策に必要な物品の調達に関すること。 ・公用車の総括に関すること。 ・救援に必要な車両の調達に関すること。 ・町財産の被害調査及び共済金請求に関すること。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関すること。
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	保健福祉部	福祉班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援物品の受け入れ保管及び義援金品の配分に関すること。 ・高齢者等の要配慮者の安全確保及び生活援助に関すること。 <p>[略]</p>	保健福祉部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援物品の受け入れ保管及び義援金品の配分に関すること。 ・高齢者及び障がい者等の要配慮者の安全確保及び生活援助に関すること。 <p>[略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援物品の受け入れ保管及び義援金品の配分に関すること。 ・高齢者及び障がい者等の要配慮者の安全確保及び生活援助に関すること。

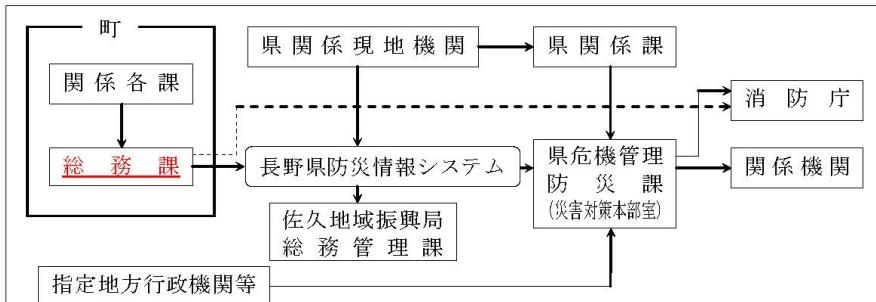
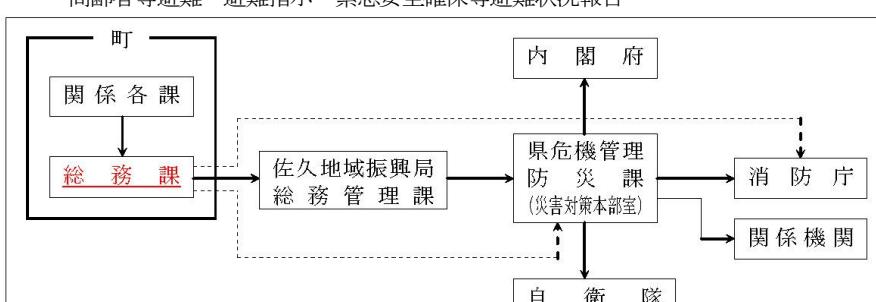
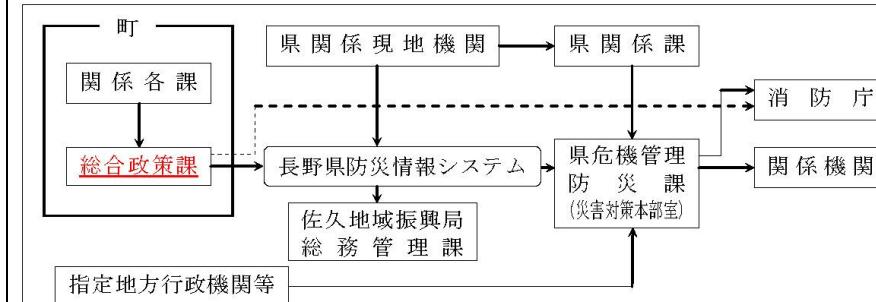
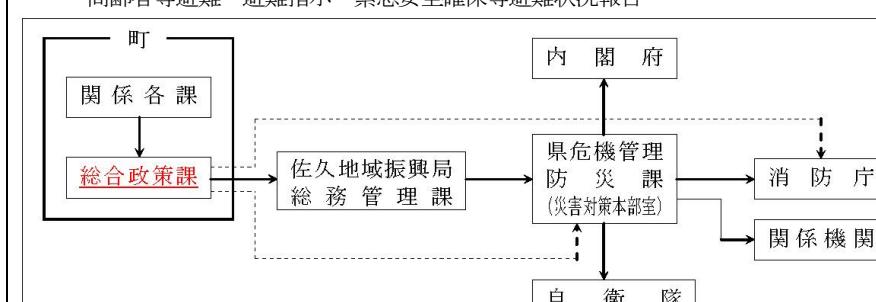
節	節名	旧（令和7年3月）			新（令和7年度修正案）		
1 非常参集職員の活動	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	環境部	衛生班	・防疫、衛生、 <u>ゴミ</u> 等の緊急対策に関すること。 [略]		環境部	衛生班	・防疫、衛生、 <u>ごみ</u> 等の緊急対策に関すること。 [略]
	観光経済部	観光商工班	・観光及び <u>避暑客</u> の避難並びに安全対策に関するこ と。 [略]		観光経済部	観光商工班	・観光及び <u>別荘滞在者</u> の避難並びに安全対策に関するこ と。 [略]
		農林班	[略]			農林班	[略]
	地域整備部	道路河川班	[略]		地域整備部	道路河川班	[略]
		<u>都市計画班</u>	[略]			<u>都市施設班</u>	[略]
		建築管理班	・応急仮設住宅の建設計画 <u>及び維持管理</u> に関するこ と。 <u>・仮設住宅の入退居に関するこ</u> と。 ・被災宅地建物の危険度判定調査に関するこ と。 ・部内の連絡調整に関するこ			建築管理班	・応急仮設住宅の建設計画に関するこ と。 ・被災宅地建物の危険度判定調査に関するこ と。 ・部内の連絡調整に関するこ
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	消防部	消防班	・火災防ぎよ及び救急救助に関するこ と。 ・消防団の出動要請及び連絡調整に関するこ と。 ・被災者の搜索 <u>及び受入</u> 活動に関するこ と。 ・災害対策本部との連絡調整に関するこ と。 ・佐久広域連合消防本部及び関係機関との連絡調整 並びに応援要請に関するこ		消防部	消防班	・火災防ぎよ及び救急救助に関するこ と。 ・消防団の出動要請及び連絡調整に関するこ と。 ・被災者の搜索活動に関するこ と。 ・災害対策本部との連絡調整に関するこ と。 ・佐久広域連合消防本部及び関係機関との連絡調整 並びに応援要請に関するこ
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
(注) 各班が災害対策を実施する場合、他の班と関連する場合があるときは、それぞれ 協議して実施するものとする。				(注) 各班が災害対策を実施する場合、他の班と関連する場合があるときは、それぞれ 協議して実施するものとする。			

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）																													
2	災害直前活動	<p>1 気象警報・注意報等の伝達活動 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>[表 略] 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別警報基準</p> <p>[表 略]</p> <p>(1) 特別警報発表時の対応（下記内容以外は、(2)と同じ）</p> <p>ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(4) 大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>イ 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。</p>	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	特別警報	〔略〕	〔略〕	警報	〔略〕	〔略〕	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	〔略〕	〔略〕		注意報	〔略〕	〔略〕	<p>1 気象警報・注意報等の伝達活動 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>[表 略] 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別警報基準</p> <p>[表 略]</p> <p>(1) 特別警報発表時の対応（下記内容以外は、(2)と同じ）</p> <p>ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(4) 大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとめて出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>イ 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。</p>	特別警報・警報・注意報の種類	概 要	特別警報	〔略〕	警報	〔略〕	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	〔略〕	〔略〕	注意報	〔略〕
特別警報・警報・注意報の種類		概 要																														
特別警報	〔略〕	〔略〕																														
警報	〔略〕	〔略〕																														
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																														
〔略〕	〔略〕																															
注意報	〔略〕	〔略〕																														
特別警報・警報・注意報の種類	概 要																															
特別警報	〔略〕																															
警報	〔略〕																															
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																														
〔略〕	〔略〕																															
注意報	〔略〕																															

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）																				
2	災害直前活動	<p>異常現象発見時の通報系統</p> <p>〔図 略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: left;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを</u>面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを</u>面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 〔略〕</p>	種類	概要	〔略〕	〔略〕	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを</u> 面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを</u> 面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。	〔略〕	〔略〕	<p>異常現象発見時の通報系統</p> <p>〔図 略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: left;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を</u>面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を</u>面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 〔略〕</p>	種類	概要	〔略〕	〔略〕	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。	〔略〕	〔略〕
種類	概要																						
〔略〕	〔略〕																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを</u> 面的に確認することができる。																						
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを</u> 面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。																						
〔略〕	〔略〕																						
種類	概要																						
〔略〕	〔略〕																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。																						
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を</u> 面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。																						
〔略〕	〔略〕																						

節	節名	旧（令和7年3月）		新（令和7年度修正案）	
		区分	発表基準	区分	発表基準
2	災害直前活動	全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点<u>を解説する</u>場合等に発表する。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「頗著な大雨に関する長野県気象情報」「頗著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「頗著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点<u>が解説される</u>場合等に発表する。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「頗著な大雨に関する長野県気象情報」「頗著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「頗著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。<u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</u></p>
	5 [略]			5 [略]	

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
2	災害直前活動	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">警報等伝達系統図</p> <p>1 [略] 2 水防警報等 (1) 水防警報(知事が行うもの)</p> <p>(注) -----は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。</p> <p>(2) 水位情報の通知(知事が行うもの)</p> <p>(注) -----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 -----は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">警報等伝達系統図</p> <p>1 [略] 2 水防警報等 (1) 水防警報(知事が行うもの)</p> <p>(注) -----は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。</p> <p>(2) 水位情報の通知(知事が行うもの)</p> <p>(注) -----は、電子メールによる伝達を示す。</p> <p>3・4 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>1～3 [略]</p> <p>4 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 災害情報の集約等</p> <p>町の災害状況を正しく把握し、的確な災害応急対策を実施する上で、地図による情報の視覚化及び分析は極めて有効である。</p> <p>このため、<u>総務課</u>はコンピュータシステムを活用し、各課等が調査・収集した災害情報・被害状況を地図上に集約する。町長等（本部設置時には本部長及び本部会議等）は、このデータを基に災害応急対策に関する協議、方針の決定及び職員への指示等を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 水防情報</p> <p>◎軽井沢町の災害情報連絡系統</p> <p>(1) 概況速報（長野県防災情報システム クロノロジーを使用）</p> <p>町は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告</p> 	<p>1～3 [略]</p> <p>4 灾害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 灾害情報の集約等</p> <p>町の災害状況を正しく把握し、的確な災害応急対策を実施する上で、地図による情報の視覚化及び分析は極めて有効である。</p> <p>このため、<u>総合政策課</u>はコンピュータシステムを活用し、各課等が調査・収集した災害情報・被害状況を地図上に集約する。町長等（本部設置時には本部長及び本部会議等）は、このデータを基に災害応急対策に関する協議、方針の決定及び職員への指示等を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 水防情報</p> <p>◎軽井沢町の災害情報連絡系統</p> <p>(1) 概況速報（長野県防災情報システム クロノロジーを使用）</p> <p>町は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告</p> 

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>※ [略] (3) 社会福祉施設被害状況報告</p> <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> <p>イ 農地・農業用施設被害状況報告</p>	<p>※ [略] (3) 社会福祉施設被害状況報告</p> <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> <p>イ 農地・農業用施設被害状況報告</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(5) 林業関係被害状況報告</p> <p>(6) 土木関係被害状況報告 ア 県管理河川の氾濫箇所 (地図又はG I Sにより報告)</p> <p>イ 公共土木施設被害状況報告等</p>	<p>(5) 林業関係被害状況報告</p> <p>(6) 土木関係被害状況報告 ア 県管理河川の氾濫箇所 (地図又はG I Sにより報告)</p> <p>イ 公共土木施設被害状況報告等</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>ウ 土砂災害等による被害報告(地図若しくはG I S又は様式により報告)</p> <p>(7) 都市施設被害状況報告</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告</p> <p>(9) 大気環境被害状況報告</p>	<p>ウ 土砂災害等による被害報告(地図若しくはG I S又は様式により報告)</p> <p>(7) 都市施設被害状況報告</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告</p> <p>(9) 大気環境被害状況報告</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告</p> <p>(10) 感染症関係報告</p> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告</p>	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告</p> <p>(10) 感染症関係報告</p> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(12) 商工関係被害状況報告</p> <p>(13) 観光施設被害状況報告</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ア 町施設</p>	<p>(12) 商工関係被害状況報告</p> <p>(13) 観光施設被害状況報告</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ア 町施設</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>イ 県施設</p> <pre> graph TD 町[町 総務課] --> こども教育課 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] --連絡--> 施設管理者 文部[文部科学省] 县教委[県教育委員会関係課] 县財産[県財産活用課] 县危機[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 县教政[県教育政策課] こども教育課 <--> 施設管理者 施設管理者 --> 县教委 县教委 --> 县財産 县教委 --> 县危機 县教委 --> 县教政 县教政 --> 县危機 </pre> <p>ウ 私立施設</p> <pre> graph TD 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] 文部[文部科学省] 县私学[県私学振興課] 县文化[県文化政策課] 县危机[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 町[町 総務課] こども[こども教育課] 佐久 <--> 文部 佐久 <--> 县私学 佐久 <--> 县文化 佐久 <--> 县危机 佐久 <--> 町 佐久 <--> こども 町 --> こども こども --> 县私学 县私学 --> 县文化 县文化 --> 县危机 </pre> <p>エ 文化財</p> <pre> graph TD 所有者[所有者] --> 生涯[生涯学習課] 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] --> 東信[東信教育事務所 総務課] 東信 --> 县文化[県文化財・生涯学習課] 县文化 --> 文化[文化庁] 县文化 --> 县危机[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 县文化 --> 县教政[県教育政策課] 生涯 --> 佐久 生涯 --> 東信 佐久 --> 東信 東信 --> 县文化 县文化 --> 文化 县文化 --> 县危机 县文化 --> 县教政 </pre>	<p>イ 県施設</p> <pre> graph TD 町[町 総合政策課] --> こども教育課 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] --連絡--> 施設管理者 文部[文部科学省] 县教委[県教育委員会関係課] 县財産[県財産活用課] 县危機[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 县教政[県教育政策課] こども教育課 <--> 施設管理者 施設管理者 --> 县教委 县教委 --> 县財産 县教委 --> 县危機 县教委 --> 县教政 县教政 --> 县危機 </pre> <p>ウ 私立施設</p> <pre> graph TD 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] 文部[文部科学省] 县民学[県県民の学び支援課] 县民政[県民政政策課] 县危机[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 町[町 総合政策課] こども[こども教育課] 佐久 <--> 文部 佐久 <--> 县民学 佐久 <--> 县民政 佐久 <--> 县危机 佐久 <--> 町 佐久 <--> こども 町 --> こども こども --> 县民学 县民学 --> 县民政 县民政 --> 县危机 </pre> <p>エ 文化財</p> <pre> graph TD 所有者[所有者] --> 生涯[生涯学習課] 佐久[佐久地域振興局 総務管理課] --> 县文化[県文化振興課] 县文化 --> 文化[文化庁] 县文化 --> 县危机[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] 县文化 --> 县民政[県民政政策課] 生涯 --> 佐久 生涯 --> 县文化 佐久 --> 县文化 县文化 --> 文化 县文化 --> 县危机 县文化 --> 县民政 </pre>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(15) 県有財産(企業財産を含む。)</p> <p>(16) 町有財産</p> <p>(注) :他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>(17)・(18) [略]</p> <p>(19) 警察調査被害状況報告</p> <p>(20) [略]</p>	<p>(15) 県有財産(企業財産を含む。)</p> <p>(16) 町有財産</p> <p>(注) :他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>(17)・(18) [略]</p> <p>(19) 警察調査被害状況報告</p> <p>(20) [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
4	広域相互応援活動	<p style="text-align: right;">[総合政策部・総務部]</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から軽井沢町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、町は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 受入体制の整備</p> <p>町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>7・8 [略]</p>	<p style="text-align: right;">[総合政策部]</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から軽井沢町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、町は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 受援体制の整備</p> <p>(1) 町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>(2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>(3) 町は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、<u>公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>7・8 [略]</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)																																																																													
5	ヘリコプターの活用計画	<p>〔総務部〕</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412E P I</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手續要領</p> <p>ア～オ [略] カ ドクターへリ [略]</p> <pre> graph TD A[佐久地域振興局長] --> B[佐久広域連合消防本部] A --> C[軽井沢町長] A --> D[指定地方行政機関等] B --> E[危機管理部(消防課)] C --> E D --> E E --> F[健康福祉部(医療政策課)] F --> G[長野県厚生連 佐久総合病院佐久医療センター 又は 信州大学医学部附属病院] G --> H[知事] H --> I[危機管理部(消防課)] I --> J[健康福祉部(医療政策課)] J --> K[長野県厚生連 佐久総合病院佐久医療センター 又は 信州大学医学部附属病院] K --> L[災害拠点病院] </pre> <p>2 [略]</p>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	アグスタAW139	17	○	○	○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	[略]							<p>〔総合政策部〕</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412E P I</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ヘリコプター要請手續要領</p> <p>ア～オ [略] カ ドクターへリ [略]</p> <pre> graph TD A[佐久地域振興局長] --> B[佐久広域連合消防本部] A --> C[軽井沢町長] A --> D[指定地方行政機関等] B --> E[危機管理部(消防課)] C --> E D --> E E --> F[健康福祉部(医療政策課)] F --> G[長野県厚生連 佐久総合病院佐久医療センター 又は 信州大学医学部附属病院] G --> H[知事] H --> I[危機管理部(消防課)] I --> J[健康福祉部(医療政策課)] J --> K[長野県厚生連 佐久総合病院佐久医療センター 又は 信州大学医学部附属病院] K --> L[災害拠点病院] </pre> <p>2 [略]</p>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○	レオナルドAW139	14	○				○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	[略]						
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○																																																																										
県警ヘリコプター	アグスタAW139	17	○	○	○	○																																																																										
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																										
[略]																																																																																
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○																																																																										
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○																																																																										
レオナルドAW139	14	○				○																																																																										
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																										
[略]																																																																																

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
6	自衛隊の災害派遣	〔総務部〕 1～4 [略]	〔総合政策部〕 1～4 [略]
7	救助・救急・医療活動	1 救助・救急活動 (1) [略] (2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 (3)～(5) [略] 2 [略]	1 救助・救急活動 (1) [略] (2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 (3)～(5) [略] 2 [略]
10	要配慮者に対する応急活動	1 避難の受入れ活動 (1)・(2) [略] (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ [略] ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて行う。 なお、派遣先において、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 エ [略] 2～6 [略]	1 避難の受入れ活動 (1)・(2) [略] (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ [略] ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて行う。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 エ [略] 2～6 [略]
11	観光客及び外国人住民等に対する応急活動	〔総務部・住民部・観光経済部〕 1～3 [略]	〔総合政策部・情報推進部・保健福祉部・住民部・観光経済部〕 1～3 [略]

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
12	緊急輸送活動	<p>〔総務部・住民部・環境部・地域整備部〕</p> <p>1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。 また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。 [表 略]</p> <p>2 緊急輸送体制の確立 輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。</p> <p>(1)～(3) [略] 2～4 [略]</p>	<p>〔総合政策部・住民部・環境部・地域整備部〕</p> <p>1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。 また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。 [表 略]</p> <p>2 緊急輸送体制の確立 輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。</p> <p><u>(1) 輸送拠点の確保</u> <u>ア 物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u> <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るために、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> <u>イ 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</u></p> <p>(2)～(4) [略] 2～4 [略]</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
13	避難の受入れ及び情報提供活動	<p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 「緊急安全確保」</p> <p>災害が<u>発生</u>又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクとるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 指定避難所の開設に当たっては、各世帯の人数・構成等に適した居住スペースの提供のため、また世帯間の距離を適正に保つために、テープや<u>パーテーション</u>等を活用して避難スペース・通路等の区画整理を行う。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 指定避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものであるよう努める。</u> <u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u> <u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における飼養動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p>	<p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 「緊急安全確保」</p> <p>災害が<u>発生し</u>、又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクとるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 指定避難所の開設に当たっては、各世帯の人数・構成等に適した居住スペースの提供のため、また世帯間の距離を適正に保つために、テープや<u>パーティション</u>等を活用して避難スペース・通路等の区画整理を行う。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。</u></p> <p>ア トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>イ 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</p> <p>ウ 避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>エ 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保</p> <p>オ 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</p> <p>ア パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>イ 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>ウ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
13	避難の受入れ及び情報提供活動	<p>(15) [略]</p> <p>(16) 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のような対応をとるなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(19)～(23) [略]</p> <p>(24)・(25) [略]</p> <p>(26) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>[関係機関]・[住 民] [略]</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>(イ) <u>洗濯等の頻度</u></p> <p>(オ) <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p>(カ) <u>暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p>(キ) <u>食料の確保、配食等の状況</u></p> <p>(ク) <u>し尿及びごみの処理状況</u></p> <p>(ケ) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のような対応をとるなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>異性に介助される要介助者や様々な困難を抱える全ての方が利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。</u></p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>(19)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>(25) <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。その際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(26)・(27) [略]</p> <p>(28) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>[関係機関]・[住 民] [略]</p> <p>5～7 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
14	孤立地域対策活動	〔総務部・地域整備部・消防部〕 1～5 [略]	〔総合政策部・地域整備部・消防部〕 1～5 [略]
15	食料品等の調達供給活動	〔保健福祉部・観光経済部〕 1・2 [略]	〔総合政策部・保健福祉部・観光経済部〕 1・2 [略]
17	生活必需品の調達供給活動	<p>住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、<u>男女のニーズ</u>の違いにも配慮する。</p> 1・2 [略]	<p>住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、<u>性別によるニーズ</u>の違いにも配慮する。</p> 1・2 [略]
18	保健衛生、感染症予防活動	1 [略] 2 感染症予防対策 (1) [略] (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、 <u>機材</u> 、薬剤等の確保を図る。 (3)～(5) [略] (6) 被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した</u> 場合は、まん延防止のため、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。 (7)～(9) [略] <u>(10)</u> [略]	1 [略] 2 感染症予防対策 (1) [略] (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用 <u>物品及び器具</u> の整備及び訓練（点検を含む。）、 <u>資機材</u> 、薬剤等の確保を図る。 (3)～(5) [略] (6) 被災地において <u>感染症の発生、拡大がみられる</u> 場合は、まん延防止のため、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。 (7)～(9) [略] <u>(10) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、県に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u> <u>(11)</u> [略]

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
19	遺体の搜索及び対策等の活動	<p style="text-align: center;">〔総務部・保健福祉部・消防部・病院部〕</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、<u>災害発生時</u>における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、関係機関との連携及び広域的な協力を得て行うこととする。</p> <p>さらに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、対策については、遅滞なく進めるよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>1　〔略〕</p> <p>2　遺体の搜索及び対策</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p>(3)　身元不明遺体の対策</p> <p>ア　〔略〕</p> <p>イ　災害時において多数の死者が生じた場合、遺体受入所の確保、身元確認、縁故者への連絡を行う<u>こととする</u>。なお、身元が判明しない遺体については、行旅死亡人として取り扱い、埋・火葬等について的確な対策を行う<u>こととする</u>。</p> <p>3・4　〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔総合政策部・保健福祉部・消防部・病院部〕</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、<u>災害時</u>における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、関係機関との連携及び広域的な協力を得て行うこととする。</p> <p>さらに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、対策については、遅滞なく進めるよう努める。</p> <p>1　〔略〕</p> <p>2　遺体の搜索及び対策</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p>(3)　身元不明遺体の対策</p> <p>ア　〔略〕</p> <p>イ　災害時において多数の死者が生じた場合、遺体受入所の確保、身元確認、縁故者への連絡を行う。なお、身元が判明しない遺体については、行旅死亡人として取り扱い、埋・火葬等について的確な対策を行う。</p> <p>3・4　〔略〕</p>
23	ライフライン施設応急活動	<p style="text-align: center;">〔総務部・住民部・地域整備部・上下水道部〕</p> <p>ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、<u>災害発生時</u>において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p>1～4　〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔総合政策部・住民部・地域整備部・上下水道部〕</p> <p>ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、<u>災害時</u>において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p>1～4　〔略〕</p>
24	災害広報活動	<p style="text-align: center;">〔総務部・情報推進部〕</p> <p>1～3　〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔総合政策部・情報推進部〕</p> <p>1～3　〔略〕</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
26	建築物災害応急活動	<p>1 [略]</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>[所有者]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会、町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>[所有者]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 被災した建造物内の文化財について、県、町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>
27	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 町の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。</p> <p>ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握し、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧を行う。この場合、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 町の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p>ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>ウ パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧を行う。この場合、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
31	飼養動物の保護対策	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>また、飼い主が飼養動物と同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>1 町が実施する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>飼養動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 飼い主が実施する計画</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害発生時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師等と連携し</u>、実施する。</p> <p>また、飼い主が飼養動物と同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>1 町が実施する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</u></p> <p>2 飼い主が実施する計画</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>(2) [略]</p>
32	ボランティアの受入れ体制	<p>[総務部・保健福祉部]</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>[総合政策部・保健福祉部]</p> <p>1・2 [略]</p>
34	災害救助法の適用	<p>[総務部]</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>[総合政策部]</p> <p>1～3 [略]</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
1	復旧・復興の基本方針の決定	<p>1 【略】</p> <p>2 支援体制 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を活用</u>する。</p>	<p>1 【略】</p> <p>2 支援体制 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の活用も含めて検討</u>する。</p>
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>1 被災施設の復旧等 (1)～(4) 【略】 <u>(5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについて</u>は総合的な復旧事業の推進を図る。 (6)～(10) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 職員派遣 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置を講ずる。なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 (1)・(2) 【略】</p>	<p>1 被災施設の復旧等 (1)～(4) 【略】 <u>(5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> (6)～(10) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 職員派遣 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置を講ずる。なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。 (1)・(2) 【略】</p>
3	計画的な復興	<p>〔総務課・地域整備課〕</p> <p>1 【略】</p> <p>2 防災まちづくり (1)～(4) 【略】 【住民】 再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、<u>子供</u>たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。</p> <p>3 【略】</p>	<p>〔総務課・総合政策課・地域整備課〕</p> <p>1 【略】</p> <p>2 防災まちづくり (1)～(4) 【略】 【住民】 再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、<u>子ども</u>たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。</p> <p>3 【略】</p>

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
5	被災者等の生活 再建等の支援	<u>〔総合政策課・総務課・情報推進課・税務課・保健福祉課・ 住民課・地域整備課・社会福祉協議会〕</u> 1～10 [略]	<u>〔全課〕</u> 1～10 [略]

第3編 震災対策編

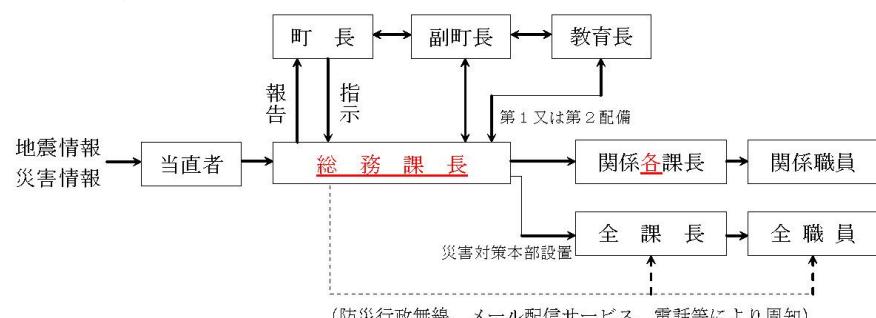
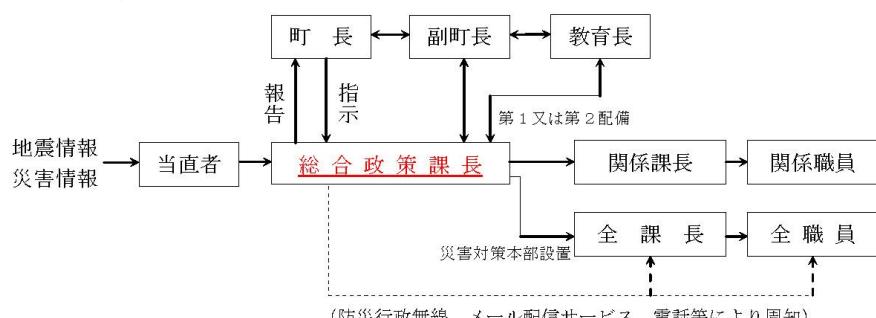
第1章 災害予防計画

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
20	建築物災害予防 計画	〔総務課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕 1～4 [略]	〔総合政策課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕 1～4 [略]
24	二次災害の予防 計画	〔総務課・地域整備課・消防課〕 1～4 [略]	〔総合政策課・地域整備課・消防課〕 1～4 [略]

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧（令和7年3月）				新（令和7年度修正案）				
1	非常参集職員の活動	1 動員配備基準				1 動員配備基準				
		第1警戒配備	配備基準	[略]				第1警戒配備	配備基準	
			配備内容	[略]					配備基準	
			人員基準	配備職員	担当課	主に担当する職員			配備基準	
				総合政策課	秘書係長	[略]			配備基準	
				総務課	行政総務係長・防災係長	[略]			配備基準	
				[略]	[略]	[略]			配備基準	
				地域整備課	道路河川係長・道路補修係長	[略]			配備基準	
		[略]				[略]				
	2 動員配備指令の伝達	2 動員配備指令の伝達				2 動員配備指令の伝達				
		(1) 勤務時間内				(1) 勤務時間内				
		ア 総務課長は、地震情報、災害情報を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。				ア 総務課長は、地震情報、災害情報を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。				
		イ 関係各課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。				イ 関係課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。				
		(勤務時間外)				(2) 勤務時間外				
		ア 当直者は、地震情報、災害情報を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。				ア 当直者は、地震情報、災害情報を入手したときは、直ちに危機管理室長を通じて総務課長に連絡をする。				

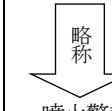
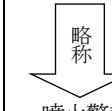
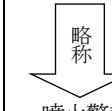
節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
1	非常参集職員の活動	<p>イ 当直者から報告を受けた総務課長は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、災害対策本部を設置する場合は全ての課長に動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>ウ 各課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>エ [略]</p>  <p>(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p>	<p>イ 災害等に関する連絡を受けた総合政策課長は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、災害対策本部を設置する場合は全ての課長に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>ウ 関係課長は、総合政策課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>エ [略]</p>  <p>(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p>
25	建築物災害応急活動	<p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>[所有者]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会、町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>[所有者]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、町教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(4) 被災した建造物内の文化財について、県、町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>

第4編 火山災害対策編

第3章 災害応急対策計画

節	節名	旧（令和7年3月）					新（令和7年度修正案）					
1	活動体制の確立	1 町における活動体制 (1) 動員配備基準					1 町における活動体制 (1) 動員配備基準					
		[略]	[略]	人員基準	配備職員	担当課	主に担当する職員	[略]	[略]	人員基準	配備職員	
		第1 警戒 配備				総合政策課	秘書係長	総務課	行政総務係長・防災係長	総務課	行政総務係長	
						[略]	[略]	[略]	[略]	総合政策課	企画調整係長・政策秘書係長・危機管理室長	
						[略]	[略]	[略]	[略]	地域整備課	道路河川係長・道路補修係長・景観まちなみ係長	
						地域整備課	道路河川係長・道路補修係長	[略]	[略]	[略]	[略]	
						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
						[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		第2 非常 配備		配備基準	1 浅間山に関する火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された状況下で、噴火が発生し、又は噴火が切迫していると予想され、町内に災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。 2 火口周辺警報の噴火警戒レベル3に引き上げられる前に噴火が発生し、町内に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他火山活動の状況から町長が必要と認めたとき。	配備基準	1 浅間山に関する火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された状況下で、噴火が発生し、又は噴火が切迫していると予想され、町内に災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。 2 火口周辺警報の噴火警戒レベル3に引き上げられる前に噴火が発生し、町内に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他火山活動の状況から町長が必要と認めたとき。	[略]	[略]	配備基準	1 浅間山に関する火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された状況下で、噴火が発生し、又は噴火が切迫していると予想され、町内に災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。 2 火口周辺警報の噴火警戒レベル3に引き上げられる前に噴火が発生し、町内に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他火山活動の状況から町長が必要と認めたとき。	[略]
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				配備基準	1 浅間山に関する噴火警報（噴火警戒レベル4以上）が発表されたとき。 2 大規模な火山災害が発生したとき。 3 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。	配備基準	1 浅間山に関する特別警報（噴火警戒レベル4又はレベル5）が発表されたとき。 2 大規模な火山災害が発生したとき。 3 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。	[略]	[略]	配備基準	1 浅間山に関する噴火警報（噴火警戒レベル4又はレベル5）が発表されたとき。 2 大規模な火山災害が発生したとき。 3 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。	[略]
		災害 対策 本部		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]										
		(2) 動員配備指令の伝達					(2) 動員配備指令の伝達					
		ア 勤務時間内					ア 勤務時間内					
		(7) <u>総務課長</u> は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。					(7) <u>総務課長</u> は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に <u>総務課長</u> が動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。					
		(4) 関係各課長は、 <u>総務課長</u> より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。					(4) 関係課長は、 <u>総務課長</u> より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。					

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
1	活動体制の確立	<p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。</p> <p>(イ) <u>当直者より報告を受けた総務課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p> <p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡をする。</p> <p>(イ) <u>噴火警報等に関する連絡を受けた総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p>	<p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。</p> <p>(イ) <u>当直者より報告を受けた総務課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p> <p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡をする。</p> <p>(イ) <u>噴火警報等に関する連絡を受けた総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p>
2	[略]	<p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。</p> <p>(イ) <u>当直者より報告を受けた総務課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p> <p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡をする。</p> <p>(イ) <u>噴火警報等に関する連絡を受けた総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p>	<p>イ 勤務時間外</p> <p>(ア) 当直者は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡をする。</p> <p>(イ) <u>噴火警報等に関する連絡を受けた総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係課長に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が懸念され、災害対策本部を設置する場合は、全ての課長に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。</p> <p>なお、災害対策本部を設置する場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>(ウ) 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p>(エ) 特別警報である噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられたときには、災害対策本部が設置されるため、職員は、情報を入手したときには、速やかに庁舎等に自主参集するものとする。</p>

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)																																																																										
2	災害発生直前の対策	<p>1~5 [略]</p> <p>別紙1 浅間山の噴火警戒レベル表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲を付した名称</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報 (居住地域) </td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域避難準備 (自主避難、<u>避難行動要支援者</u>避難あり)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2-1 浅間山の噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>レベル</th> <th>保全対象施設及び道路</th> <th>想定される防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>5 (避難)</td> <td>【居住区】 町で区域の設定必要</td> <td>居住区広域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>【居住区】 町で区域の設定必要</td> <td>居住区避難準備 (自主避難、<u>避難行動要支援者</u>避難あり。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2-2 道路の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3) [略]</p> <p>別紙2-3 施設の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3) [略]</p>	予報警報	対象範囲を付した名称	噴火警戒レベル(キーワード)	防災対応	噴火警報	噴火警報 (居住地域) 	5 (避難)	居住地域避難等	4 (高齢者等避難)	居住地域避難準備 (自主避難、 <u>避難行動要支援者</u> 避難あり)	[略]				[略]				注) [略]				予報警報	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応	噴火警報	5 (避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区広域避難等	4 (高齢者等避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区避難準備 (自主避難、 <u>避難行動要支援者</u> 避難あり。)	[略]				<p>1~5 [略]</p> <p>別紙1 浅間山の噴火警戒レベル表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>対象範囲を付した名称</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報 (居住地域) </td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域避難準備 (自主避難、<u>高齢者等の要配慮者</u>避難あり)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2-1 浅間山の噴火警戒レベルに応じた防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>レベル</th> <th>保全対象施設及び道路</th> <th>想定される防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>5 (避難)</td> <td>【居住区】 町で区域の設定必要</td> <td>居住区広域避難等</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>【居住区】 町で区域の設定必要</td> <td>居住区避難準備 (自主避難、<u>高齢者等の要配慮者</u>避難あり。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2-2 道路の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3) [略]</p> <p>別紙2-3 施設の具体的な防災対応(火口周辺警報、レベル3) [略]</p>	予報警報	対象範囲を付した名称	噴火警戒レベル(キーワード)	防災対応	噴火警報	噴火警報 (居住地域) 	5 (避難)	居住地域避難等	4 (高齢者等避難)	居住地域避難準備 (自主避難、 <u>高齢者等の要配慮者</u> 避難あり)	[略]				[略]				注) [略]				予報警報	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応	噴火警報	5 (避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区広域避難等	4 (高齢者等避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区避難準備 (自主避難、 <u>高齢者等の要配慮者</u> 避難あり。)	[略]			
予報警報	対象範囲を付した名称	噴火警戒レベル(キーワード)	防災対応																																																																										
噴火警報	噴火警報 (居住地域) 	5 (避難)	居住地域避難等																																																																										
	4 (高齢者等避難)	居住地域避難準備 (自主避難、 <u>避難行動要支援者</u> 避難あり)																																																																											
[略]																																																																													
[略]																																																																													
注) [略]																																																																													
予報警報	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応																																																																										
噴火警報	5 (避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区広域避難等																																																																										
	4 (高齢者等避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区避難準備 (自主避難、 <u>避難行動要支援者</u> 避難あり。)																																																																										
[略]																																																																													
予報警報	対象範囲を付した名称	噴火警戒レベル(キーワード)	防災対応																																																																										
噴火警報	噴火警報 (居住地域) 	5 (避難)	居住地域避難等																																																																										
	4 (高齢者等避難)	居住地域避難準備 (自主避難、 <u>高齢者等の要配慮者</u> 避難あり)																																																																											
[略]																																																																													
[略]																																																																													
注) [略]																																																																													
予報警報	レベル	保全対象施設及び道路	想定される防災対応																																																																										
噴火警報	5 (避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区広域避難等																																																																										
	4 (高齢者等避難)	【居住区】 町で区域の設定必要	居住区避難準備 (自主避難、 <u>高齢者等の要配慮者</u> 避難あり。)																																																																										
[略]																																																																													

第5編 その他の災害対策編

第1章 雪害対策

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
1	災害予防計画	<p>1～4 [略]</p> <p>5 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 雪害に関する普及・啓発 ア [略] イ 過去の状況から別荘地域においては、雪害により一定期間外出が困難となる可能性がある。そのようなことから平常時から地域周辺の状況を自ら把握し、食料品については、<u>7日程度</u>備蓄するなど、住民においても雪害に備えるよう努めなければならない。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>5 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(1) 雪害に関する普及・啓発 ア [略] イ 過去の状況から別荘地域においては、雪害により一定期間外出が困難となる可能性がある。そのようなことから平常時から地域周辺の状況を自ら把握し、食料品については、<u>最低1週間分を</u>備蓄するなど、住民においても雪害に備えるよう努めなければならない。</p> <p>(2) [略]</p>
2	災害応急対策計画	<p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>→ 勤務時間中 → 勤務時間外</p>	<p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>→ 勤務時間中 → 勤務時間外</p>

節	節名	旧（令和7年3月）					新（令和7年度修正案）				
2	災害応急対策計画	2 動員配備基準					2 動員配備基準				
		配備基準	〔略〕					配備基準	〔略〕		
		人員基準	担当課 参考集	総合政策課	秘書係長		人員基準	担当課 参考集 配備内容	総務課	行政総務係長	
		第1 （警戒配備）		総務課	行政総務係長・防災係長		第1 （警戒配備）		総合政策課	企画調整係長・政策秘書係長・危機管理室長	
		配備		〔略〕	〔略〕		配備		〔略〕	〔略〕	
		配備内容		地域整備課	道路河川係長・道路補修係長		配備内容		消防署	当直者対応	
		〔略〕		上下水道課	水道施設係長・下水道施設係長		〔略〕		〔略〕	〔略〕	
		待機		消防署	当直者対応		待機		担当課	観光経済課	観光商工係長
		〔略〕		担当課	観光経済課	観光商工係長	待機		上下水道課	水道施設係長・下水道施設係長	
		〔略〕		こども教育課	学校教育係長・児童係長		待機		こども教育課	学校教育係長・児童係長	
		〔略〕		配備内容	災害の状況により、総務課長の判断で速やかに参考集できる体制で待機する。		配備内容		灾害の状況により、総合政策課長の判断で速やかに参考集できる体制で待機する。		
		〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕		〔略〕	〔略〕	
		〔略〕		〔略〕	〔略〕		〔略〕		〔略〕	〔略〕	
		3 動員配備指令の伝達	3 動員配備指令の伝達					3 動員配備指令の伝達			
		(1) 勤務時間内	(1) 勤務時間内					(1) 勤務時間内			
		ア 総務課長は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。	ア 総合政策課長は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。					ア 総合政策課長は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に総合政策課長が動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。			
		イ 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。	イ 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。					イ 関係課長は、総合政策課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。			
			(防災気象情報、災害情報)					(防災気象情報、災害情報)			
			(府内放送等により周知)					(府内放送等により周知)			

節	節名	旧(令和7年3月)	新(令和7年度修正案)
2	災害応急対策計画	<p>(2) 勤務時間外</p> <p>ア 当直者は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに<u>総務課長に報告</u>をする。</p> <p>イ <u>当直者より報告</u>を受けた<u>総務課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は、関係各課長に、雪害による災害対策本部設置の場合は、全ての課長に動員配備指令を伝達する。なお、災害対策本部設置をする際には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>ウ <u>各課長は、総務課長</u>より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(2) 勤務時間外</p> <p>ア 当直者は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに<u>危機管理室長を通じて総合政策課長に連絡</u>をする。</p> <p>イ <u>災害等に関する連絡</u>を受けた<u>総合政策課長</u>は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は、関係課長に、雪害による災害対策本部設置の場合は、全ての課長に<u>総合政策課</u>が動員配備指令を伝達する。なお、災害対策本部設置をする際には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。</p> <p>ウ <u>関係</u>課長は、<u>総合政策課長</u>より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">(防災行政無線、メール配信サービス、電話等により周知)</p> <p>4～6 [略]</p>

第6編 原子力災害対策編

節	節名	旧（令和7年3月）	新（令和7年度修正案）
2	災害に対する備え	<p>〔総合政策課・総務課・消防課・情報推進課・住民課・環境課・保健福祉課・軽井沢病院〕</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>〔全 課〕</p> <p>1～5 [略]</p>
3	災害応急対策	<p>1～6 [略]</p> <p>7 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間ににおいて住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。</p> <p>(7)～(1) [略]</p> <p>(オ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>[表 略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>1～6 [略]</p> <p>7 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間ににおいて住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。</p> <p>(7)～(1) [略]</p> <p>(オ) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>[表 略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>8～10 [略]</p>